

令和6年度 国民健康保険税の税率改定について

令和5年度の決算見込み及び令和6年度以降の財政推計について

令和5年度(本年度)の決算については、歳入総額 2,961,286 千円、歳出総額 2,938,454 千円で差引 22,832 千円の黒字を見込んでいます。しかしながら、前年度繰越金 23,048 千円、財政調整基金繰入金 81,176 千円を差し引いた単年度実質収支は 81,392 千円の赤字となる見込みです。

令和4年度から令和7年度までの国保財政状況

(単位 千円)

適用区分	歳入 合計	歳出 合計	差引 残高	歳入の内、実質歳入以外			単年度 実質収支	基金 残高
				前年度 繰越金	基金 繰入金	一般会計 繰入金		
R4年度 決算	2,996,109	2,950,012	46,097	51,270	26,905	0	△32,078	362,526
R5年度 決算見込み	2,961,286	2,938,454	22,832	23,048	81,176	0	△81,392	305,195
R6年度 財政推計	2,946,966	2,896,966	50,000	11,415	96,642	0	△58,057	220,669
R7年度 財政推計	2,941,187	2,891,187	50,000	24,999	67,108	0	△42,107	176,262

※前年度繰越金の額は、前年度の差引残高の2分の1。また、前年度の差引残高の残る2分の1は財政調整基金へ編入します。(東御市資金積立基金条例第2条第2項による)

上記、国保財政の状況のとおり、各年度における歳入から歳出を差し引いた額は黒字となっているものの、前年度繰越金と基金繰入金による歳入を差し引いた単年度実質収支は、令和3年度以降赤字となっています。

単年度実質収支の赤字要因は、公費と国保税収入等による歳入に対し、保険給付費や県に支払う国保事業費納付金の歳出が上回っているためです。

なお、この保険給付費については、高齢化の進行並びに医療技術の高度化にともない一人当たり保険給付費が伸びている状況にあります。その反面、被保険者の減少により国保税は減収の傾向となっています。

上記の表のとおり、令和4、5年度については、基金を取崩し活用することで実質赤字分を補填してきましたが、令和6年度以降の財政運営についても、基金を6～9千万円ずつ取崩して繰入れする必要があると想定されます。

令和6年度 国保事業費納付金等について

平成 30 年度国保制度改革により、県が国保事業を運営するために必要となる国保事業費納付金を決定し、各市町村は納付金を県に納める必要があります。

長野県から示された当市の国保事業費納付金等(R6.1.18 確定)

令和6年度 国保事業費納付金総額	718,772 千円	R5年度 762,823 千円と比較すると 44,051 千円の減
令和6年度 一人当たり納付金額	125,069 円	県平均の一人当たり納付金額 130,054 円 県平均より△4,985 円
(参考)令和5年度東御市 一人当たり国民健康保険税額	91,493 円	R5年 12 月末現在

令和6年度 国民健康保険税の税率について

当市の国保税率については、現行の4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)から資産割を段階的に縮減し、令和9年度までに資産割を除く3方式に移行していく方針が決まっています。

なお、今年度(令和5年度)に第3回目の税率改定を実施しました。3方式を目指すための税率改定は、2年に1度行っていく予定です。

また、平成 29 年度以前に継続的に一般会計からの繰入れを実施したことで、令和5年度末の国保財政調整基金残高は 305,195 千円確保できる見込みであることから、令和6年度の国保税率については改定を行わなくても基金の活用等により財政運営の維持が可能であると考えます。